令和６年３月２５日

　市内介護サービス事業所　管理者　様

川西市福祉部地域福祉課長（監査指導担当）

介護サービス事業所に対する指導監査事務等の移管について（お知らせ）

平素は、本市の介護保険事業の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、本市では、令和５年度から、介護サービス事業所に対する指導監査事務について、社会福祉法人に対する指導監査事務及び障害福祉サービス事業所等に対する指導監査事務とともに、福祉部地域福祉課において一元的に実施してまいりましたが、事務の実施状況を総合的に検討した結果、下記の事務を**令和６年４月１日から、介護保険課で実施することといたしました。（令和４年度までと同様の体制となります。）**

担当窓口の変更に伴い、重要事項説明書における苦情相談窓口の変更をはじめ、種々お手数をおかけすることとなりますが、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

１．介護保険課へ移管する事務について

（１）地域密着型サービス事業者に対する実地指導等に関すること

（２）地域密着型サービス事業者に対する集団指導に関すること

（３）介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）事業者に対する実地指導に関すること

（４）介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）事業者に対する集団指導に関すること

（５）居宅介護支援事業所に対する実地指導に関すること

（６）居宅介護支援事業所に対する集団指導に関すること

（７）兵庫県との合同実地指導に関すること

（８）事業所が行うサービスに関する苦情相談に関すること

（９）介護保険事業者事故報告に関すること

（10）施設従業者による高齢者虐待に関すること

**※「事業所指定に関すること」、「報酬相談に関すること」及び「介護給付等適正化に関すること」についても、引き続き介護保険課で実施します。**

２．お問い合わせについて

【令和６年３月３１日まで（窓口業務は２９日まで）】

・地域福祉課　監査指導担当

　　　電話番号：072-740-1172　FAX：072-740-1311　メール：kawa0027@city.kawanishi.lg.jp

【令和６年４月１日から】

　・介護保険課　適正化担当

　　　電話番号：072-740-1149　FAX：072-740-2003　メール：kawa0182@city.kawanishi.lg.jp